

難民 Refugees

Number

26

2003年第3号

UNHCR
ニュース

United Nations
High Commissioner
for Refugees



Special Report

国際シンポジウム 開催 アフリカにおける難民

日本とUNHCRの新たな
パートナーシップ



UNHCR

国連難民高等弁務官事務所

Contents

Special Report

3 国際シンポジウム アフリカにおける 難民

日本とUNHCRの
新たなパートナーシップ

5 難民キャンプと環境問題

6 スリランカ 戦争から平和へ

Partnership in Action

8 平和の実現を願って、支援を開始

Domestic Asylum in Japan

9 難民法 第6回

10 「韓国・ニュージーランド・日本における 難民保護を考えるシンポジウム」を 開催して

11 日本の難民保護 第9回

Guest Column

12 外務省 人道支援室長 足木孝

From "Refugees" Magazine

13 アフリカ 数字で見る難民の世界

14 マザー・テレサの再来

15 追悼 サドルディン・アガカーン

Staff Profile

16 私とUNHCR 第6回

eセンターから

17 難民緊急事態への準備態勢を強化する

18 HCR協会から

Information

19 UNHCR国会議員連盟総会に ルベルス 難民高等弁務官も出席 「世界難民の日」の写真展、開催される

20 イラク国連現地本部に対する爆弾テロの 犠牲者の死を悼む

Message from the Editor

6月19、20日に開催した「国際シンポジウム アフリカにおける難民」には350名以上が参加し、会場からも意見や質問が出るなど、活発な議論がなされました。今号で報告した提言の内容は、9月29日～10月1日の「第3回 アフリカ開発会議 (TICAD III)」でも発表される予定です。

8月19日、イラクの首都バグダッドにある国連現地本部を標的とした爆弾テロにより、セルジオ・ビエラデメロ国連事務総長特別代表ら24名が犠牲となり、100名以上が負傷しました。人道支援に尽くしてきた同僚がこのような形で命を落としたことは、UNHCRにとっても衝撃的な事件であり、同様の悲劇が二度と起こらないよう願ってやみません。

9月5日 記

(UNHCR東京事務所 広報官 箱崎)

掲載記事の転載をご希望の方は、事前に下記のUNHCR広報室にご相談下さい。なお、転載の際には、記事の全文掲載をお願いします。

お知らせ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご利用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

資料に関するお問い合わせ先

UNHCR (ユ・エヌ・エイチ・シー・アール)
東京事務所 広報室
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70
UNハウス (国連大学ビル) 6階
TEL 03-3499-2310 (広報室直通)
FAX 03-3499-2273

その他のお問い合わせ先

TEL 03-3499-2011 (代表)

UNHCRニュース

「難民 Refugees」No.26 2003年9月

発行人 浅羽俊一郎
編集 箱崎律香、大川宝作
野中聖子、目沢寿美子
デザイン 鈴木俊秀
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。

口座番号 00140-6-569575
加入者名 HCR協会
(手数料加入者負担)

難民
Refugees
Number26
2003年第3号



—表紙写真—
過去の記録写真から

◀メイン (モノクロ) ザンビアの定住地にいるモザンビーク難民。難民の子どもの初等教育はUNHCRの主な事業のひとつである。
1988年 UNHCR/A. Hollmann

左 2003年6月18日のUNHCR国会議員連盟総会で発言するルド・ルベルス難民高等弁務官 (中央)。左は、逢沢一郎議連事務局長、右端が森山眞弓議連副会長。

右 故郷に戻ってきたスリランカ国内避難民の女性。収入向上のためにヤシの実から細い縄をつくる。UNHCR/S. Nonaka

外務省、国際協力事業団(JICA)、日本国連HCR協会の共催を得て開催されたこの国際シンポジウムで、NEPADやTICADにおいても難民問題を焦点に据える重要性が改めて確認されました。これは、東京で「第3回アフリカ開発会議(TICAD III)」が開かれる特別な年に、「世界難民の日」(6月20日)を記念して行ったものです。



Special Report

国際シンポジウム アフリカにおける難民 日本とUNHCRの新たなパートナーシップ 開催

**「アフリカの難民・避難民は
戦争や紛争によって辛い経験をしているが、
アフリカの復興に貢献できるだけの
潜在能力をもっている」**

国際協力事業団(JICA)
企画・評価部 環境・女性課
**ファティマ・
シェリフヌル**
(UNHCRから出向中)

これは、2003年6月19～20日に東京で開催された「国際シンポジウム アフリカにおける難民」の全協議に共通する精神でした。矢野哲朗外務副大臣をはじめ、ルード・ルベルス国連難民高等弁務官、緒方貞子前国連難民高等弁務官、日本政府、アフリカ諸国、アフリカ連合(AU)、各国大使、拠出国、国連機関、学識者、NGO(非政府組織)、日本各地からの一般市民や学生など350人以上が参加しました。

アフリカ大陸は立て続けに起こる国家間戦争や内戦、民族・宗教対立、人権侵害などに苦しめられてきました。このため社会は不安定になり、開発はひどく制限され、貴重な資源は費やされ、大勢の人々が故郷を追われてきました。現在、アフリカにおいて避難を強いられた人の数は1200万人。このうち難民は460万人にのぼります。

今回のシンポジウムでは、アフリカ難民問題の解決策を探る重要性に加えて、難民自身に紛争の解決、和解、そして出身国の社会的・経済的發展に貢献できる潜在能力があることが強調されました。

ルベルス高等弁務官は、恒久的解決策を見出すには、創造的なイニシアチブ、多大な資源、そして関係各国や組織の持続的な関与が必要であり、それにはまだ取り組むべきことがある点を指摘しました。またアフリカにおける難民問題は、人道援助を補完し、4Rs(難民の帰還-Repatriation、再定

住-Reintegration、復興-Rehabilitation、社会の再建-Reconstruction)を通じて受け入れ社会と難民の生産性を向上させ、難民の持つ能力を生かす開発イニシアチブ(DLI: Development through Local Integration-庇護国での現地定住による開発)の促進など「多面的なアプローチ」を活用して解決すべきだと訴えました。

緒方前高等弁務官は、難民問題のもっぱら人道問題として取り上げられることが多いものの、難民の保護は「人間の安全保障」と切り離すことができないと指摘しました。そしてこの問題を解決するためには、人々の強いられた移動を開発、安全保障、人権、統治と切り離して考えることはできず、それがアフリカに持続可能な平和と発展をもたらすうえで重要であると訴えました。

ザンビアの政府代表は、同国では難民から受け入れ社会にジャガイモの栽培法が伝えられるなど、難民が地元社会に貢献した例をいくつか紹介しました。同国政府は、「ザンビア・イニシアチブ」と呼ばれる画期的なプロセスをスタートさせています。これは受け入れ社会において、開発分野で難民の潜在的な能力を生かし難民問題の解決を探るというものです。今の段階においては、危機への対応や援助の範囲を越えて、このイニシアチブを補完し、強化するために外国からの支援が不可欠です。それがなければ危機や救援に対する反



応に限られた国内イニシアチブとなってしまうのです。ザンビア政府代表は、難民は紛争の犠牲者であるだけでなく、アフリカの発展に重要な役割を果たす潜在能力を秘めているという視点から、抛出国に難民受け入れ国に対しても支援を強化するよう訴えました。

アフリカ連合(AU)の上級職員は、自身も南アフリカ共和国からの難民として暮らした経験があることから、人権侵害、紛争に苦しめられた難民が慢性的な紛争の終結と恒久的平和の実現において大きな役割を果たせると述べました。また、「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」により、アフリカが新たな自助努力(オーナーシップ)を手にし、平和と安定を確かなものにし、健全な統治(good governance)を維持する新たな希望が見えてきたと語りました。また、NEPADの目標達成には、人々が強いられてきた移動に対処することが不可欠だと強調しました。

日本は、アフリカの問題を国際的な課題としていくうえで重大な役割を果たしてきました。ファラ駐日アフリカ外交団長は、1993年以来開催されてきた「アフリカ開発会議(TICAD)」は、日本が歴史的にもイニシアチブを取り、アフリカ諸国と連帯していることを示す深遠なメッセージであると評価しました。日本は、難民問題の解決でもリーダーシップを発揮してきました。日本は過去10年間、UNHCRにとってアフリカでの難民・避難民の保護・援助事業における強力な支援国です。

松井靖夫JICA理事は、パートナー諸国での難民、国内避難民、帰還民、そして元戦闘員をも、より大きな枠組みの国

家の開発計画に組み込んでいく方向について語りました。また、これまでブルンジ、モザンビーク、エリトリア、シエラレオネ、ルワンダで行ってきた農村地帯の開発と復興を通じた紛争の被災者の統合プロジェクトなど、様々な国連機関との豊富な協力例をあげました。

紛争と平和、そして開発の相互関係に対する認識が高まってきたことを受け、松井氏はJICAが復旧・復興の初期段階から中・長期的な再建と開発の段階までの紛争後のニーズに包括的な対応をすべく、新たに平和構築に取り組んできたことを聴衆に伝えました。

フランスのNGO「アフリカン・コンサーン」の代表が強調するように、アフリカの市民社会とNGOは、人権擁護や政府・紛争被災者の援助といった側面で徐々に大きな役割を担いつつあります。アフリカにとって難民問題への取り組みに係る役割、その適応力を強化するためにはさらなる支援が必要だと訴えました。

シンポジウム全体を通して、アフリカ大陸における難民問題の解決、恒久的な平和と持続可能な発展を探るうえで、紛争を予防し、平和と復興を定着させ、健全な統治が行われ、人権が尊重されることこそ根幹をなすことが強調されました。さらに、NEPADやTICADにおいても難民問題を焦点に据える重要性が改めて確認されました。



シンポジウム提言

2003年6月19～20日に東京において開催された「国際シンポジウム アフリカにおける難民」で議論されたのは次の通り。

- アフリカ諸国における複雑な難民・人道問題、ならびにこれらが同大陸の社会経済の発展に与える深刻な影響に懸念しつつ注視する。
- 現在、アフリカの複数地域で行われている難民の自主帰還に例えられる恒久的解決策は前向きな進展であると評価する。
- 日本政府とUNHCRが、両者のパートナーシップを新たなものにし、諸問題への理解を深める有効な場として本シンポジウムを開催すべく果たしたイニシアチブを称える。
- 日本政府、JICAおよび日本国連HCR協会が本シンポジウムを共催し、これを成功に導くため尽力したことに謝意を表明する。
- 日本が、難民の自立とその恒久的解決を視野に入れ、アフリカにおける人道・開発援助プログラムを継続的に支援してきた点を高く評価する。

■アフリカ諸国が、社会経済における厳しい挑戦であるにもかかわらず、難民を受け入れ、援助し、保護し続けてきたことに感謝する。

■アフリカ連合(AU)をはじめとする地域・準地域機関、そして市民社会が、早期警戒、紛争解決、平和構築、緊急対応、および難民支援において貴重な役割を果たしてきた努力を称える。

■難民や帰還民の持つ能力が十分に活用され、彼らのニーズと資源が「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」のような国家レベル・地域レベルの開発計画に組み込まれれば、庇護国の開発に有益な貢献することを確信する。

アフリカにおける難民・帰還民の問題を、「人間の安全保障」の枠組みに基づいて恒久的に解決するには、あらゆるレベルにおいて集団での、そして個々の努力が緊急に必要である点を強調する。

1. アフリカ各国に対し、引き続き難民を受け入れ、援助し、保護し、とりわけ新たな自主帰還の動きをすすめる、長期化した難民問題を恒久的に解決するよう訴える。
2. アフリカ各国政府に対し、平和の定着、自由かつ公正な選挙、健全な統治、人権の尊重、

および法による統治を重んじる努力の積極的な実施を求める。

3. アフリカ各国が必要な法的・身体的な保護、難民や帰還民のケア・福祉のための施設やサービスを提供する能力を一段と強化できるよう、国際社会が国際的な連帯、責任分担の原則に従い、支援を増強することを訴える。
4. アフリカ各国に対し、難民・帰還民のみならず周辺の地元住民にとっても恩恵があるような難民支援プログラムを国家・地域的な開発計画に統合するよう求める。
5. 日本が、アフリカの難民危機解決を促すべく地域・準地域機関主導の人道活動、紛争後の復興プログラムおよび平和推進活動への資金的支援を継続することを期待する。
6. 難民や帰還民を単なる物的援助の受益者としてではなく、「開発の担い手」とみなし、その潜在能力を高めるためには、自立戦略の強化が必要であることを改めて厳粛に確認する。
7. 日本政府が、本シンポジウムの成果を「アフリカ開発会議(TICAD III)」の代表と共有し、かかる重要な会議において人道問題の討議に貢献されることが期待される。

2003年6月20日／東京

難民キャンプと環境問題



UNHCR東京事務所
広報官
はこさきりか
箱崎律香

**多数の難民が流入すると、
難民を受け入れた地域では
自然環境に大きな影響が出ます。
4月から5月にかけて訪れた
エチオピアとケニアの難民キャンプおよび、
その周辺地域での自然環境問題と
それに対する取り組みの一部をご紹介します。**

エチオピア東部、ソマリアに近い町ジジガ近郊にあるソマリア難民のキャンプでは、一部地域へのソマリア難民の帰還が進んだために、人口が減りつつある。しかし、多数の難民がこの地域に到着して以来、自然破壊が深刻な状況になっている。現在キャンプがある地域は、かつてサバンナでありながらも木々に囲まれていたという。ところが、難民の流入による急激な人口増加で、調理用の燃料の薪、住まいをつくる素材としての木の需要が著しく高まり、樹木の伐採が急速に進んだ。現在、キャンプとその周辺地域はまさに砂漠のような状態で、そこに樹木が存在したとは想像もできない。

旱魃も深刻化している。雨は周期的に降るものの、地元住民によると、雨水を留める役割をもっていた樹木がなくなったため、雨水は鉄砲水と化し、住居や農作物を押し流すなど大きな被害を生じているという。

ケニアのダダブにあるキャンプでも、同様な問題を抱えており、もともと限られていた森林が破壊されたために、地元の住民たちの間では、難民に対する反感が強くなっている。住民の中には、旱魃そのものを難民のせいだという人々も出てきている。また、不足する薪が原因で、地元住民と難民との間にしばしば衝突が生じており、「木」は非常に繊細な問題となっている。今では、地元住民も難民も、薪を得るために何十キロも歩かなくてはならない。

このように、大規模な難民の流入は、森林面積や生息動物の減少など、周囲の環境に悪影響をおよぼすことが少なくない。このため、UNHCRやNGO（非政府組織）では、難民キャンプとその周辺で、自然環境のさらなる悪化を防ぎ、環境を修復すべく様々な取り組みを行っている。そのひとつが植林である。難民たちの手により、苗木がキャンプで育てられ、周辺への植林が進められている。しかし、その効果は、残念ながら地域と気候によって格差があるのが現状だ。

たとえばエチオピア西部、アソサ近郊にあるシャコレ難民キャンプでは、昨年1年間で、13種類、計約57万1000本の苗木を植えたところ、その約8割に根がついた。実際、植林が成功した地域に行くと、茶色い広大な土地の中に、突如として草木がかたまっ生えている。一方、同じエチオピアでも東部のジジガでは、厳しい半砂漠気候と土壌の質も影響して、



苗床を作るスーダン難民の女性
UNHCR/R. Hakozaki

植林した苗木の大半が根をつけることができない。また、植林に関する知識不足が、植えた苗木の生存率を低く留めている。

キャンプでは難民の自然環境への関心を高めるべく、教育の場でも環境への配慮の重要性を取り上げている。ケニアのダダブにある難民キャンプでは、学校で教師たちが環境修復の必要性を教えるばかりでなく、生徒たちが自ら「環境クラブ」を作って、定期的にミーティングを開き、環境破壊の進行を防ぐにはどのようにしたらよいかを話し合っている。さらに、生徒たちが自分たちの手で植林を行うなど、自然環境への関心は確実に高まりつつある。学校で学んだこと、話し合ったことを生徒たちが自宅の家族に話すことにより、様々な世代にも情報が伝わりつつある。その結果、今では平均で一家族につき19本の木を植えているという。実際、粗末な住まいの周囲には、難民の家族によって植えられた草木が茂っている。

調理の仕方そのものを変える方法も取られている。たとえば、薪の使用量が抑えられる調理用コンロをキャンプで生産し、難民たちに使用を促している。ガラスの蓋をつけ、木箱の内側に銀のアルミ箔を貼り、底を黒く塗っただけの手作りのソーラークッカー（太陽熱を利用した調理器）なども開発されているが、調理に時間がかかり、調理具合が難しく日光がない時間には使用できないため、あまり普及はしていない。また、薪そのものを配給し、樹木の伐採を減らすなどの工夫もなされている。

いずれにしても、一度破壊された自然環境を修復するには長い年月と膨大な資金、継続的な努力が必要だ。難民を受け入れてくれる社会の人々と難民たちとの平和的な共存のためにも、自然環境の保護は大きな課題である。



伐採によって樹木が消えたソマリア難民キャンプ
UNHCR/R. Hakozaki

スリランカ 戦争から和平へ 故郷での生活再建に 取り組む人々



UNHCR東京事務所
広報室
の なかしょう こ
野中聖子

7月31日から10日間、「難民事業本部(RHQ)」の実施した「スリランカにおける国内避難民・帰還民の状況および支援活動に関する調査注」団に同行させていただく機会を得ました。今号では、昨年初めから和平への道のりを歩んでいるスリランカで、故郷に戻った国内避難民が直面する課題と援助活動について報告します。

スリランカの和平に向けて

20年に及ぶ戦争のためにスリランカでは、6万5000人が犠牲になり、多くの人々は2度以上にわたって、国内で避難を強いられてきたという。戦線が変化するたびに移動しなければならぬ人々の苦痛は大きい。そうした中、長年の戦いに疲弊したスリランカ政府と「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」は、昨年2月、停戦合意に調印し、その後も和平のための交渉を続けてきた。交渉の進展は、国内避難民の故



スリランカ

インドの南、インド洋に浮かぶ島国。1948年に英連邦内の自治領セイロンとして独立、72年には自治領から脱し、スリランカ共和国に。民族的には、シンハラ人が大多数の74%を占め、タミル人が18%。その他モスリム系の人々がいる。72年、少数派のタミル人がジャフナ半島を中心とする北部と東部の独立をめざし、「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」を設立。83年以降、スリランカ政府軍とLTTEの間で戦闘やテロの応酬が続く。このため、これまでの累計でインド南部へ難

民約20万人が流出。国内でも約100万人が避難民となってきた。

2002年2月、ノルウェー政府の仲介によって、スリランカ政府とLTTEは戦闘行為を停止する覚書に調印し、その後も、和平プロセスは継続されてきた。LTTE側は欠席したものの、今年6月に日本政府が主催した「スリランカ復興開発に関する東京会議」には51か国の政府と22の国際機関が出席し、国際社会はスリランカ全体を支援するため、今後4年間で総額45億ドルの拠出を表明した。



UNHCRの職員と話すブガルセルビさん(写真左)。村に帰って来た後、タミル語の教師に。 UNHCR/S.Nonaka

郷に戻ろうという気持ちに弾みをつけている。今年6月末までに、国内避難民80万人のうち約31万人が、スリランカ北・東部にある故郷に自主的に帰った。その半数以上は、ジャフナ県に次いでキリノッチ県、ムライツティブ県に再定住している。インドにいる8万5000人の難民のうち1000人も母国に帰ってきた。

昨年来、この自主的な帰還の動きは続いているものの、①戦争で破壊されたままのインフラ、②土地や家、財産などへのアクセスの制限、③大量の地雷や不発弾の存在、④医療や教育など基本的な社会サービスの欠如、⑤人権侵害など、解決すべき課題も多い。このような理由からUNHCRは、組織的な帰還を積極的に進めるには時期尚早と考えている。しかし、人々は「自分の村で暮らしてこそ、自分の生活を取り戻せる」という思いが強く、たとえ状況が厳しくてもなるべく早く帰郷したいと願っているようだ。

UNHCRは、同国政府、他の国連機関、国際NGO・国内NGOなどと協力して、以下のような活動を行っている。

- 自主帰還した人々や国内避難民の人権を護る活動。移動の自由、安全、さらに所有権を確保することなど。
- 帰還民に緊急に必要な生活物資(台所用品や石炭、衣類ほか)の配布、仮住居の提供などの支援を行う。自立向上をめざしたプロジェクトの実施。
- 政府関係者や地元NGO職員の援助に必要な能力向上を訓練によってはかる。

そして、本格的な社会・経済復興を行う開発援助機関と調整しながら、数年後には援助活動を終了していく予定である。2002年10月から本年度末までの予算は約1700万ドル。

戦争の爪痕—地雷

コロボから北東へ車で5時間。パブーニヤ県のLTTEの支配地域に入ると、それまでの牧歌的な田園風景が一変する。地面にあいた穴、戦闘で上部が焼き払われ、ほとんど根元部分しか残っていないヤシ。道路の両側には地雷の存在を警告

するサイン。長年の戦闘はこの大地にまだ生々しい傷跡を残している。

政府軍とLTTEが戦った地域には大量の地雷が敷設され、不発弾も残っている。これは国内避難民が故郷に帰り、生活するための大きな障害となっている。LTTEの支配地域で地雷除去訓練を行っているノルウェー・ピープルズ・エイド(NPA)のルーク・アトキンソン氏は次のように語る。「地雷除去事業の成果を測る指標の中で最も重要なのは、除去した結果、どのくらいの人々が生活を再スタートできるかということです」。同国の場合、未処理の地雷は約200万個ともいわれ、これを除去するには約10年はかかる。ただ政府軍が地雷の敷設地図を提供したことから、犠牲者の数も減り、除去作業も迅速化するという希望がでてきた。

それでも実際の地雷除去が過酷な作業であることには変わりがない。NPAの技術指導を受け、LTTEの支配地域で除去を行うHDU(Humanitarian De-mining Unit-人道地雷除去ユニット)の作業を見るとそれが実感できる。HDUの職員は約400人。炎天下、2人ずつチームを組んで30分交代で作業にあたる。まず作業は、地雷を見つけるために、竹の熊手で幅1メートル、長さ数十センチほどの地面の下草を掻き分けることから始まる。爆発の危険性を完全に排除するまで、除去員は大変な集中力と根気を要求される。この地雷除去プロジェクトには、日本政府やECHO(欧州委員会人道援助局)、NPAなどが資金を提供している。

スリランカ最北のジャフナ半島は、内戦が始まるまでは生活レベルも高い地域として知られ、少数派のイスラム教徒が比較的多く居住していた。しかし、スリランカ政府軍とLTTEとの戦いは、この重要都市の支配を巡って激しく繰り広げられた。砲弾の跡や穴だらけの壁だけを残した廃屋や空家も多い。ここは現在、政府の支配地域で多数の兵士が駐留し、軍の関連施設はハイ・セキュリティ・ゾーン(High Security Zone)に指定されている。このゾーンには沿岸そして海の中までも含まれている。それが国内避難民に、村に戻れないという事態を引き起こしている。また家はあっても耕作地や魚場を失い生活ができないという人々もいる。こうした避難民には、他地域での再定住が考えられている。



「仮の住居や水の確保など村人の生活に必要なものは、本当にたくさんあります」と、ガネスさん。 UNHCR/S.Nonaka

帰還民の声

「足りないものばかりです」と、キリノッチ県のプトゥムリプ村の小学校長はため息をついた。現在、生徒数は850人。全員が帰還民の子どもたちだ。「最低32人の教師が必要だが20人しかいない。教室も仮に作った5つしかなく、学用品も足りない。生徒の4分の1は朝食抜きで登校してくる」。

プガルセルビさん(29歳)は、同じプトゥムリプ村の別の学校でタミル語を教えている教師。ここは、半島のつけ根部分の激戦地エレファント・パスに近く1996年には村が砲撃を受け、両親と3人の兄弟と同じ県内の別の村に逃れたようだ。避難先では両親の友人や親戚を頼って生活し、2000年に村に戻ってきた。和平について尋ねると、「このまま平和になるかどうかまだ心配です」と小さな声で答えた。

同じくキリノッチ県のウサヤナガル東村のリーダーで地元NGOの代表をしているガネスさん(42歳)は、19歳の長女を頭に妻と4人の子どもの6人で暮らしている。「かつてこの村には約500家族が住んでいました。大半は農民です。砲撃を受け、兵士が村人8人を殺し、トイレに吊り下げたのです。私たちは逃げ出し、避難民用に設けられた福祉センターで約5年間暮らしました。村に戻ってきた時は、家は完全に壊され、トイレや清潔な水もなく、地雷の危険があって大変でした。現在までに420家族が村に戻り、政府から生活を始めるための援助を受けています。まだ、この村には親戚と暮らしている国内避難民もいます。トイレの増設、井戸の補修や清掃、医療施設、すべきことは山積みです」。

望まれる日本の支援

UNHCRは、昨年10月以降、日本政府から計512万ドル(2003年8月22日現在)の資金的な支援を受けてきた。

一方、日本のNGOは、今年初めからスリランカ北・東部で、帰還民のための活動を開始。UNHCRの契約実施団体として、2月から活動しているのは「ブリッジ エーシア ジャパン(BAJ)」(p.8参照)。AMDAは、巡回診療クリニックに加え、コミュニティのインフラ再建などに取り組んでいる。さらに「日本紛争予防センター(JCCP)」は民族・宗教間融和を目的とした平和構築ワークショップ、国内避難民を対象に職業訓練を行っており、年末には地雷除去事業を展開する予定。山積する課題の中で、日本のNGOの果たせる役割は大きい。

スリランカの和平プロセスは、今なお進行中で、北・東部における「暫定行政統治機構」の政府案が提出され、LTTE側の回答を待っているところである。帰還民のスムーズな定着や国内避難民の問題の解決は、経済的・社会的な復興なしにはありえない。解決へのプロセスは、平和を築く基礎を固めることにもなる。そのためには国際社会の継続的な支援が不可欠である。

注 難民事業本部の実施した今回の調査の目的は、スリランカ北・東部の国内避難民が故郷に戻った時のニーズと日本のNGOの新たな支援活動の可能性について探ることである。参加者は、AMDA、ブリッジ エーシア ジャパン(BAJ)、BHNテレコム支援協議会、日本紛争予防センター(JCCP)、外務省から計9名。



左端が筆者。右から2人目が、プログラム・マネージャーの
エーコーウィンさん。

スリランカ 和平実現を願って、支援を開始

ブリッジ エーシア ジャパン (BAJ)
スリランカ ワウニア事務所
トレーニング・マネージャー

おお い し つ お
大石常夫

「ブリッジ エーシア ジャパン (BAJ)」は、1993年に設立された国際協力団体で、今年で活動の10年目を迎えます。ベトナム、ミャンマー、スリランカの3か国で、社会的に弱い立場にある人々に技術習得の機会を提供し、また、身に付けた技術を収入に結びつけるための支援を行っています。さらに生活環境の基盤を整備し、地域の活性化を図っています。ミャンマーのバングラデシュとの国境地域のラカイン州マウンドーでは、95年からUNHCRの契約実施団体として難民帰還・再定住促進事業の一翼を担ってきました。UNHCRや他の国連機関、NGO（非政府組織）が使用する車両、発電機、船外機などの機械類の保守整備、その部品類の調達などがBAJの一つの役割です。その他に地域の青年や女性を対象にエンジン整備、大工、左官、裁縫などの職業訓練コースを開き、実地訓練（OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング）で校舎や橋梁を建設してきました。

スリランカ北部での活動

スリランカでは、政府と「タミル・イーラム解放の虎（LTTE）」との20年におよぶ内戦で、80万人以上が国内避難民（IDP）に、約10万人がインドへ難民として逃れました。また、北東部のインフラはほとんど破壊されてしまいました。2001年2月の停戦合意の後、和平交渉が進められてきましたが、今年6月の東京会議ではLTTEが参加を拒否するなど状況は予断を許しません。

このような中、BAJはスリランカでの事業開始を決定しました。2002年6月に「アジア福祉教育財団 難民事業本部（RHQ）」が主催する調査団に加わり、その後8月に再調査団を派遣。11月にはコロomboに事務所を設立。この間、UNHCRとどのような協力関係で事業を

行えるかを話し合い、今年の1月から北部のマナーラ、キリノッチという2つの地域で活動を開始しました。マナーラ地域の半分は政府の支配地域で、残りの半分はLTTEの支配地域です。キリノッチはLTTEの支配地域にあります。

BAJは、日本のNGOとして最初に北部で活動を開始しました。この新しい場所で、ミャンマーで培ってきた技術や知識、人材を活かしたBAJ流の活動を行おうとしています。それは地域住民の生活環境を整えるためのインフラ整備と職業訓練の実施です。

実地訓練（OJT）方式がカギ

現在、小規模インフラ整備事業として、19か所での井戸の建設と17か所でのトイレの建設、5か所での小学校校舎の修復工事を実施中です。この事業のプログラム・マネージャーはミャンマー人で、BAJミャンマーにおけるUNHCRとの共同事業で、OJT方式によるインフラ整備プロジェクトの責任者をしていました。

OJTとは、学校のカリキュラムの中で技術訓練を受けるのと違い、経験豊富なインストラクターから現場で講義を受け、実習することで、訓練生は建設工程の全てに関わることができます。

国の事情が異なり、事業実施の一部を地元のNGOに委託しなければならない地域もあるため、全てをこの方式で行うことは不可能です。しかし、地域のインフラはその地域の人々の手によって建設され、技術がそこに根ざして、長期的に建設物が維持・管理されることが大切だと考え、OJTによる建設作業を進めています。

また、職業訓練学校の9月中の開校をめざし、マナー

ラとキリノッチの2か所で準備を行っています。それぞれの学校ではトラクター整備コースの他に大工と左官のコースも開講します。政府とLTTEの双方の支配地域から、男女合計80名のタミル人の若者が、6か月間の訓練コースで学ぶ予定です。

マナーラの職業訓練学校校舎の建設は、やはり左官のOJTで進められており、1棟はレンガを用いて、別の1棟はコンクリートブロック造り、もう1棟は既存の校舎の修復作業という具合に、一つの訓練で異なる技術が学べるように配慮しています。学校家具の製作は大工のOJTで行っています。今後は主に女性を対象とした技術訓練も行っていきたいと考えています。

私は今年の4月からスリランカ事業に関わりました。4月と6月の計2か月間の現地訪問で、政府関係局との覚書締結の準備や物資調達など、職業訓練事業を始めるための基盤作りを行ってきました。7月からは家族と共にスリランカに滞在しています。日本国内やミャンマー、アフリカでの私自身の職業訓練の経験を基に、単に技術を教える訓練ではなく、技術を通してお互いが学びあい、信頼される技術と人の育成をめざしたBAJ流職業訓練を現地で行っていきます。



マナーラの木工技術コースで学ぶ訓練生たち。UNHCR/S. Nonaka



志學館大学法学部
法律学科 助教授
新垣 修

あらかきおさむ
元UNHCR法務官
補。

難民認定を行う者の法的義務

「Z事件判決」

難民法 第6回

難民問題に精通した日本の弁護士や専門家の間で、Z事件として知られる難民の事件があります。これは、1998年に難民の地位の不認定処分を受けたミャンマー国籍のZ氏によって、翌年、東京地方裁判所で提起され、「原告（Z）が難民条約上の難民（以下、条約難民）か、彼を保護する義務が日本にあるのか」どうかが真正面から争われた事件です。訴訟開始から3年以上が経過した昨年、この事件は、異例の展開を見せました。結審寸前になって、被告（法務大臣）が不認定処分を撤回する形で、原告に難民の地位を認めたのです。これを受け、原告は国家賠償請求事件に切り替え、「条約難民ではないという判断は違法で、これによって自分は損害を被った」と主張し、国に対して損害賠償と補償を求めたのです。

今年4月の東京地方裁判所の判決は、原告の訴えの大方を認めるものでした。今回のコラムでは、この訴訟の重要な争点、「難民認定を行う者（以下、認定者）の法的義務」についてお話します。裁判所は、これまでの日本の難民判決では見られなかった大切なことを説示しています。

まず、条約難民であることを証明しなければならないのは誰か、つまり、立証責任を負うのは誰かという問題です。東京地方裁判所は、難民の地位の申請者（以下、申請者）がまず、条約難民であるという証拠を出さなければならないと述べています。この見解は、従来の難民事件判決や一般の訴訟における考え方と変わりません。しかし、これで終わらなかったところが、Z事件判決が重要である所以です。申請者に証拠提出の義務があるのと同時に、認定者にも一定の調査

義務がある、という新しい考えが、この判決では示されたのです。たとえば、迫害を恐れて逃亡しようとする条約難民が、難民性を示す証拠を全て準備して出国するなど普通考えられません。それどころか、自分や家族の身の安全を考え、難民性を徴する資料や情報を全て処分してから出国するケースも少なくないのです。

また、難民認定においては、申請者の主張が真実かどうかの見極めを難しくするコミュニケーション上の障害（通訳や異文化を背景とした誤解の発生や申請者の心的外傷など）も多々あります。このように、条約難民は普通人と比較して特殊な状況に置かれるわけですから、認定者が申請者の主張の裏づけをとったり補充するのがむしろ適切、というのが裁判所の見解の根拠です。

また、東京地方裁判所は、認定者が調査義務を果たす方法として、申請者の供述などに矛盾点や疑問点を感じるところがあれば、認定者は、認定手続中、申請者に釈明の機会を与えなければならないと再三強調しています。たとえば、Z事件の被告は、「原告が本国で身の危険を感じながら政治活動を続けたのは不自然である」と指摘し、これを原告の供述を疑う理由のひとつに挙げていました。しかし、「不自然である」というこの断定が正しいと仮定すると、歴史上実在した人物も含め、迫害の恐怖の下で政治活動に従事していた者は全員、不自然な存在となるでしょう。平和の中で日々生活している者の個人的感覚や常識が、政治的信念に命をかけている者に常に共有され

るわけではないのです。裁判所は、不自然に思える部分を原告に告げ、釈明を求め、その説明を慎重に評価吟味すべきだったと説いています。釈明の機会がきちんと保障されていれば、常識や感覚も相対的でしかないということに認定者が気づき、ひいては誤解や専断を防ぐこともある程度可能でしょう。

ここで、Z事件判決が出された背景や要因に少し触れておきたいと思います。言うまでもありませんが、人間としての尊厳回復と難民としての権利を一貫して主張してきた原告の苦境は私たちの想像をこえるもので、彼の決意と努力なくして、Z事件判決が生まれることはなかったでしょう。また、忘れてはならないのが、原告側弁護団の調査活動です。弁護団は4年間にわたり、研究者の協力のもと、諸外国における難民判例などを徹底して研究し、その分析結果を訴訟で活用してきたことです。そして、ニュージーランドの難民認定異議審査機関の責任者が、原告側の証人として来日し、法廷で、認定者の義務を含めニュージーランドの実践を詳細に証言しました。Z事件判決の中で示された立証責任の実質的分担や釈明の機会の必要が、北米諸国、豪州そしてニュージーランドなどの判例や国家実践で示されてきたことと同質なのは、どうやら偶然ではなさそうです。

被告が控訴したため、Z事件判決は確定しておらず、今後の司法の動向が注目されます。また、国家賠償請求事件という性質もあってか、東京地方裁判所の判決は、立証基準、適正手続、条約難民の解釈までは踏み込んでおらず、これらは日本の難民司法の課題として残されたままです。ただ、今回の判決の内容が、日本の認定者が行うべきことを再考する上で価値を持つことは間違いのないでしょう。



最近開催された弁護士の研修会でもZ事件が紹介されました。
写真提供：近畿弁護士連合会 人権擁護委員会



特定非営利活動法人
難民支援協会 (JAR)
調査員

いし かわ
石川えり
(写真右)

「韓国・ニュージーランド・日本 における難民保護を考える シンポジウム」を開催して —ニュージーランドの仕組みから学ぶ

はじめに

去る5月17日、難民支援協会 (JAR) は韓国およびニュージーランドから難民保護に取り組む専門家を招き、国際シンポジウム「韓国・ニュージーランド・日本における難民保護のあり方を考える」を国際交流基金、UNHCR日本・韓国地域事務所による助成および「パリナック・ジャパンフォーラム 国内難民支援部会」他の後援を受け、東京都内にて開催しました。当事者である難民自身も含めて、のべ250名が参加しました。以下、その模様をニュージーランドの仕組みを中心に報告します。

難民認定の あり方について

午前の部では、より公正な難民認定手続のあり方について、各国における実務を紹介しながら議論が行われました。

韓国の難民認定に関する法律は、日本の「出入国管理および難民認定法」をモデルに策定されています。その結果、難民認定制度も、制度が抱える課題も共通点が多いのが現状です。不法滞在者の取り締まりを任務とする入国管理局が、しばしば不法滞在者となってしまう庇護希望者の人権を保護する役目を負うという難しさを抱えていること。また不服審査機関が第一次審査機関と同一であるという非独立



当日は、認定された難民や弁護士、研究者、学生などが参加した。写真提供：JAR

性の問題などは、韓国においても指摘されてきました。

日本でも、ちょうど国会で、「出入国管理及び難民認定法」の改正案が上程された時期であり、改正の主要な点であった「申請期限 (60日ルール) の撤廃」、「難民申請者中の法的地位を確保する仮滞在許可制度」の新設などについて、実務の立場から検討がなされました[※]。パネリストからは公正な手続を確保するため、審査の独立性、とりわけ一次審査が不認定となった後の不服審査についての改善が強く望まれるとのコメントがありました。

ニュージーランドでは、不服審査は、一次審査機関とは別に内閣の権限下にある「難民の地位控訴局 (Refugee Status Appeals Authority)」が行うという、さらに先進的な仕組みが構築されています。このような独立性などの要件が満たされることにより、適正で透明性の高い難民認定制度が実現されると言えるのではないのでしょうか。

ニュージーランドにおける 政府・NGO・市民社会の協働

午後のセッションでは、ニュージーランドで難民の再定住支援を行う最大のNGO (非政府組織)、「難民・移民サービス (RMS)」代表のピーター・コットン氏が、ニュージーランドの難民申請者への支援制度、政府とNGOとのパートナーシップ、そして市民社会の役割について説明しました。

日本や韓国では、庇護希望者や難民への包括的な支援がないために彼/彼女たちは医療・就労・住居の面において様々な苦勞に直面しています。一方、ニュージーランドでは難民申請者の就労が認められており、失業時には生活保障制度もあるなど、難民申請を行った人に対しては、結果の出る日まで、責任をもって支

援する仕組みができています。

また、ニュージーランドでは、難民への支援は政府とNGOの連携により具体的に進められています。RMSの予算の約70%が政府からの拠出金であることから判るように、難民保護に関し、政府がNGOに対し「難民受入れセンター」のカリキュラム実施など権限を委譲し、そして予算を割り当てています。言うまでもなく、この前提には政府・NGO間の信頼関係があります。「政府およびNGOが、それぞれの立場の違いから生じる現実感の相違を認識し、各々与えられた責任を果たしていくことが重要である」ということが指摘されました。

加えて、難民が住民として地域社会で生活していくための支援も、訓練を受けた500人におよぶ市民によって進められています。その支援内容は難民が抱える様々なニーズに対応し、住居に関する情報の提供、就労に関する相談、語学教育など多岐にわたっています。このような市民参加型の支援が、難民支援を市民に、引いては社会全体に根付かせることに繋がっていくことが強調されました。

「難民は社会にとっての荷物ではなく、潜在的な貢献者である」、このコットン氏のメッセージをより多くの人とともに受け止められる環境を日本でも作ってみたいと考えています。

注：第156回国会に上程されていた「出入国管理及び難民認定法」の改正案は、継続審査となりました。

同会議の報告書が9月中旬に発行されます。ご希望の方は難民支援協会まで。
(<http://www.refugee.or.jp>, tel: 03-5225-2135)

	人口	難民認定数
ニュージーランド	約400万人	502人
韓国	約4700万人	1人
日本	約1億3000万人	14人

※難民認定数は、ニュージーランドは2001年末現在、韓国と日本は2002年末の数字 (UNHCRデータより)。



UNHCR日本・
韓国地域事務所
法務補佐

ありま
有馬みき

日本の 難民保護

第9回

ある難民の場合

先日、Bさんが事務所にやってきた。拘禁（収容）中に面会に行ったり電話で何度も話したりしていたが、自由の身になってから会うのは初めて。今まで見たことのない晴れ晴れとした表情でお礼をいう彼の笑顔を見て私も嬉しくなった。こういう時、この仕事をしていて本当に良かったと思う。

今年の春に来日したBさんはアフリカの某国出身。数日前に日本政府から難民認定の通知を受け、拘禁を解かれたばかりである。ここに至るまで、様々な紆余曲折があった。

空港でのトラブル

Bさんは空港に到着した時点で難民としての保護を求めたのだが、難民認定手続に入る前に退去強制令書が發布されてしまった。到着後5日目にUNHCRにかかってきた電話では、明らかに庇護を求めているが、難民申請をするために必要な用紙は与えられていなかった。政府によると、本人が一部の手続きを放棄したとのことであるが、本人にはその認識はなかった。

Bさんと空港の職員との間でどのようなやりとりがあったのか、詳細は不明だが、もしかしたら、言葉の問題などで、どこかで誤解が生じたのかもしれない。

しかし、庇護を求める権利は世界人権宣言の中で謳われていることであり（第14条）、日本の法律にも一次庇護のための上陸許可という制度がある。庇護を求める難民が適切に保護を受けられるよう、手続きについてきちんとした説明が必要である。

空港で庇護を得られなかったBさんは、拘禁されてしまった。これは、彼が正規の旅券を持っていなかったことと関

係している。出入国管理と難民保護のバランスは難しいものではあるが、他国への入国の際、難民が必要に迫られて、不正な手段に頼らざるを得ない点は、難民条約でも想定されていることであり、難民は不法入国を理由に罰せられてはならない（第31条）。また、「難民の追放及び送還」は禁止されている（同第33条）。

これらの規定は、第二次世界大戦中に、正規の旅券を持たないために庇護を拒否された多くのユダヤ人が、ドイツに送還されナチスから迫害を受けた歴史的事実への反省に基づいている。今回のBさんの件では、UNHCRへの電話連絡がなかったら、彼はそのまま本国に送還され迫害されていたかもしれない。このようなことは例外であることを祈る。一方、UNHCRへの電話連絡が許可されたことは大いに評価されるべきである。

保護に至るまで

Bさんは、UNHCRの支援を受けて難民認定申請を行った。難民認定とは本来、迫害を受けるおそれのある難民を保護することを目的とする制度である。したがって、認定されるまでの間も拘禁したりせず、審査の結果が出るまで一次的な滞在許可を与えるなど、出来るだけ人道的に対応することが望ましい。

Bさんの場合、空港で拘禁されてから認定されるまでの間、約3か月半、拘禁されていた。終わりの見えない拘禁に耐え兼ねた絶望的な心理状態から、彼は一旦、難民認定申請を取り下げてしまった。結局、UNHCRで本人の意志を再確認した上で難民認定を再申請し、最終的には日本政府も保護の必要性を認めることになった。

このようにして認定にはいたったが、

難民保護とは、難民と認定するだけで終了するものではない。日本の制度では特に、難民と認められても、在留の権利、就労の権利、教育の権利などの基本的な権利がただちに認められるわけではなく、これらの権利の行使を可能にする「在留資格」を取得することが必要である。

Bさんの場合、難民として認定されたものの、当初は在留資格がなかった。本国へ送還されないとしても、日本に正式に在留する権利が認められないのであれば、事実上、真の保護とはいえない。というのも、在留資格がなければ健康保険への加入も生活保護の申請もできず、不法滞在者と同じ扱いになるので、まともな職探しもできない。いつ拘禁されてもおかしくない状態なのだ。難民として認められる場合には、同時に在留資格も与えられるよう、法律で担保する必要がある。

幸い、関係省庁の協力を得て、Bさんは認定1か月後に定住者の資格を与えられた。そして9月からは、日本政府による、認定された難民のための定住支援プログラムに参加して、日本語などを学べることになった。それまでの間は、UNHCRのパートナーである「難民支援協会（JAR）」の支援を受けながら、「日本福音ルーテル社団（JELA）」が運営する仮住居に滞在している。Bさんのケースは、現行の手続きに問題点があることを示す一方で、政府とUNHCR、NGOが協力しながら、難民保護を実践できることを示す一例ともなった。

Bさんは、「日本はチャンスを与えてくれた。だからこれからは日本こそが自分の故郷」と話す。まずは勉強し、いずれは自分も難民を助ける仕事がしたいという。Bさんの今後の活躍に期待したい。



外務省
人道支援室長
あだし たかし
足木 孝

アフガニスタンの復興に向けて

7月6日より13日まで、アフガニスタン復興を担当している緒方貞子総理特別代表（前国連難民高等弁務官）に同行してアフガニスタンを訪問した。今回の緒方特別代表のアフガニスタン訪問の目的は、アフガニスタンの治安と復興の状況調査および、我が国が今後、アフガニスタンの「平和の定着」にどのように関わっていくのかを検討することにあつた。

個人的な話で恐縮ではあるが、私にとっては今回のアフガニスタン行きは、学生時代いわゆるバックパッカーとして旅して以来、約30年ぶりの訪問となった。当時行けなかったパーミヤンの仏教遺跡を今回は初めて訪れることができたが、世に名高い仏像はただの大きな廃墟となっており、当時見逃してしまつたことが強く悔やまれた。

人類の遺産とも呼べるパーミヤンの仏像の破壊は、ひとつの思想が極端に走る時、人間は大真面目で無益な行為を行うものと考えさせられた。パーミヤンのアリヤールザーデ知事は、可能な限り仏像を修復して観光資源として活用したいとの意向を示していたが、歴史の証人として、このまま保存することもありえよう。

北部の拠点都市であるマザリシャリフでは、マスコミにもしばしば登場する軍閥の長であるドスタム氏（ジュンベッシュ派）、アッタ氏（ジャーミアット派）、サイーディ氏（ハザラ、モハケック派）と会うことができた。さすがに戦乱を生き抜いた軍閥の長だけあって、なかなか迫力のある人物たちだったが、緒方

代表との会談の中では、各々が治安回復への協力姿勢を表明した。

言うまでもなく治安の安定がアフガニスタンの復興のひとつの鍵であり、彼らのような軍閥の長といかに話をつけ、協力を引き出していくのかが、我が国をはじめとする国際社会の重要課題であろう。

マザリ地区で特記すべきは、UNHCR、ユニセフ、WFP（世界食糧計画）といった国連機関と県レベルの政府機関、それに中央政府から派遣された専門家が加わつた援助実施調整メカニズムが設立されていたことである。このような形での援助調整はアフガニスタンの他の地域でもモデルとなり得よう。

我が国は、2002年1月東京で開催した「アフガニスタン復興支援国際会議」において、向こう2年6か月に最大5億ドルまで復旧・復興支援を行うことを発表した。本年7月現在、和平プロセス支援、治安支援、復旧・復興支援などに総額約3億9800万ドルの支援が決定されている。これに2001年9月11日以降のアフガニ情勢を受けた人道支援約1億2100万ドルを加え、日本がアフガニスタンに対して決定した支援の総額は、約5億2000万ドルとなる。

首都カブールでは、カルザイ大統領、3人の副大統領、ガーニ蔵相、ファヒム国防相、ジャラリ内相、アトマル村落開発相など、主要な政府要人と会談した。



我が国のこれまでのアフガニスタン支援への謝意が寄せられると共に、今後の一層の協力への期待が表明された。

ところで、“なぜアフガニスタンの復興を支援しなければならないのか”という問いは、国際貢献、経済協力の一端を担う者として常に自問し続けなくてはならないと考えている。なぜなら、国民に対する説明責任は当然のことながら、幅広い国民の理解と支持がなくては、我が国の援助政策もありえないからである。

アフガニスタンに対する支援を考える場合、単に貧しい途上国への経済援助であるといった位置づけはすべきでないだろう。9.11の米国同時多発テロを持ち出すまでもなく、アフガニスタンの無政府状態、混乱はアフガニスタンを再び国際テロリズムの温床へと追いやろう。また、換金性の高いケシ栽培が農民の間で広がっており、アヘンの主要供給地として市民の生活を脅かす可能性は依然として大きい。

世界の一体化、グローバリズムの進展は、日本に地理的に遠い国・地域での出来事だからといって、われわれと無関係とは言いきれない時代となっている。

アフガニスタンの復旧・復興の主役はアフガニスタン人自身であることは疑いないが、23年に及ぶ戦乱からようやく立ち直ろうとしている人々に支援の手を差し伸べるのはわれわれの責務であろう。

30年前に一学生として訪れたアフガニスタンの自然は、今回の訪問でも何も変わってはいなかった。そここに見たのは戦車の残骸、破壊された建物だったが、それは人間たちの所業の果てに過ぎない。

カブール市内を車で移動する時に眼にした心暖まる風景は、頭から白いベールを被った女の子たちや、教科書を一杯つめた布カバンを肩から下げた男の子たちが学校に通う姿だった。私たちが望むのは、アフガニスタンにこうした当たり前の日々が続くことではないだろうか。

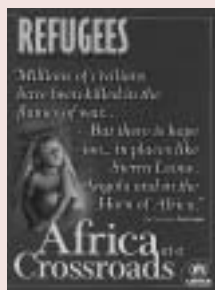
カブール郊外の、我が国の支援によって造られた井戸で水を汲む少女たち。
写真：筆者

From “Refugees” Magazine

英語版「Refugees」誌は、UNHCR
ジュネーブ本部広報課が発行する
季刊誌（変形A4版・32ページ）です。
お読みになりたい方はホームページ
(www.unhcr.or.jp)をご覧ください。

「難民」 誌から

世界難民の 数字でみる



「Refugees」誌 通巻131号より

前号では世界全体の趨勢を見ましたが、今号はアフリカに焦点をあてました。

■アフリカ大陸全体には、推定1500万人の難民、国内避難民などがいる。UNHCRはこのうち約460万人を援助しており、そのための2003年の通常予算は約4億ドル。

■今年、アフリカにおけるUNHCRの援助対象者は、昨年の420万人に較べて多少増加した。ピーク時の1994年には700万人を支援していたが、その多くは同年ルワンダで起きたジェノサイド（大量虐殺）から逃れてきた難民だった。

■2002年、100万人以上が新たに故郷から逃れたが、一方で、UNHCRの援助で帰還した難民と国内避難民も推定60万人にのぼった。アンゴラでは、国内避難民100～150万人が自力で帰還した。

■アフリカで多くの難民を出している国

①ブルンジ	57万人
②スーダン	49万人
③アンゴラ	42万1000人
④コンゴ民主共和国	39万5000人
⑤ソマリア	35万7000人

■アフリカで多くの難民を庇護している国

①タンザニア	69万人
②コンゴ民主共和国	33万3000人
③スーダン	32万8000人
④ザンビア	24万7000人
⑤ケニア	23万4000人
⑥ウガンダ	21万7000人

■植民地時代の終わり以降、アフリカは世界の中でも最も長く悲惨な紛争の舞台となっている。スーダンでは、1956年

の独立以来、イスラム教徒中心の北部と、アニミスト（精霊信仰）とキリスト教徒中心の南部との間で、衝突が繰り返されてきた。これによる死者は推定200万人、国内避難民は400万人、近隣諸国へ逃れた難民は50万人にのぼる。

■アンゴラも1960年代以来、紛争に苦しんできた。死者は少なくとも100万人、国内避難民は400万人、難民は50万人にのぼる。

■1998年に始まったコンゴ民主共和国（旧ザイール）での内戦は、アフリカ初の「世界大戦」とされている。6か国の軍隊が関与し、300～500万人が戦闘や病気、栄養失調で死亡したといわれる。200万人が近隣諸国に逃れ、一般市民30万人が難民となった。

■西アフリカ地域全体は、1989年に再燃したリベリアでの内戦によって不安定化した。リベリアでは人口の約70%にあたる推定240万人が故郷を追われ、15万人が死亡。その隣国コートジボワールは、かつてアフリカで最も安定した国のひとつだったが、2002年の内戦で約80万人が国内避難民となり、40万人が国外に逃れた。

■ブルンジは世界で最も貧しく小さな国のひとつだが、10年におよぶ内戦で20万人以上が死亡、総人口の14%近くにあたる約100万人が故郷から逃れた。

■政治的には明るい進展もあった。アンゴラでは、2002年の和平合意の調印後、避難民の帰還が始まり、そのペースは今後さらに加速するとみられている。ブルンジとコンゴでも、危うげながら和平合意が調印された。シエラレオネでは、10年続いた内戦に終止符が打たれ、安定しつつある。

■戦争と難民化は、経済と社会の混乱によって一段と悪化している。サハラ以南のアフリカでは、「絶対的貧困」状態の人口が今後約15年間で3億1500万人から4億400万人に増加するといわれ、そうなるアフリカが世界の「最貧地域」となる。

■アフリカでは人口の半数が1日1ドル以下で生活し、そのうち清潔な飲み水を手に入れられる人は、半数にも満たない。また、毎年1歳前で死亡する乳児は、200万人を超える。

■エイズ感染者は多くの国で伝染病のように広がり、2001年には200万人以上がエイズで死亡した。800万人がマラリアや、はしか、結核、下痢を伴う疾患で死亡した。

難民とは

戦争や迫害から逃れるために母国を離れた人々。国内避難民とは、難民と同様の理由で避難したものの、自国内にとどまっている人々をいう。UNHCRは世界中で約1200万人の難民を援助しているほか、1990年以降国連事務総長の要請や総会決議によって一部の国内避難民にも援助を行っている。

マザー・テレサの再来

世界から忘れ去られた「アフリカの角」で、数十年にもわたる孤独な仕事を続け、病氣と偏見と闘ってきたイタリア人医師、アナレナ・トネリー氏にナンセン賞

キティ・マッキンジー 著

UNHCR/R. Hakozaki



その5歳の少年は、歩行器につかまりベッドの間を縫うように歩いてきた。ただ「歩けるんだ」と示したいがために。曲がった背骨が結核との闘いを物語っている。1年前は両腕と両足がひどく曲がっていた39歳の女性は、ベッドから出て何歩か歩きながら健康を取り戻したことをアピールした。病院に運び込まれたときは昏睡状態だった

60歳のマリアン・ハッサン・ドゥワレは、自ら「奇跡」と呼ぶ回復ぶりを顔を輝かせて話してくれた。

彼らの「救世主」は、アナレナ・トネリーという60歳のイタリア人医師だ。トネリー医師は33年間にわたり、この「アフリカの角」の真ん中で、暴力、誘拐、強盗、殺人の脅迫にも屈せず、たった一人で結核、HIV/エイズ、非識字、視覚障害、栄養失調、女性性器切除（FGM）と闘ってきた。

その生涯を捧げた孤独な闘いを称えて、トネリー医師に2003年「ナンセン賞」が贈られた。同賞は、難民のために多大な貢献をした個人または団体を称える目的で1954年に創設されたもので、その名称は北極探検を成し遂げ、最初の難民高等弁務官を務めたノルウェー人、フリチョフ・ナンセンにちなんでいる。賞金10万ドルは、受賞者が選んだ難民プロジェクトに贈られる。

トネリー医師（彼女の両親にとっては娘アナレナだが、マザー・テレサの再来と呼ぶ人もいる）は、全てを一人で賄っている。医療プロジェクトと病院の職員75人の給与を賄うには毎月2万ドルが必要だが、その資金も自ら調達しているのだ。「姿を見せず、目立たない」という誓いを破ってナンセン賞を受賞したのは、世界の他の地域での事件の陰で忘れ去られていたソマリアの慢性的な問題に、再び世界の注目が集まればと思ったからだ。

精魂を傾ける毎日

グレーの髪を小さくまとめて地元の女性のように地味なショールをかぶったトネリー医師は、華奢な体で睡眠時間は毎日4時間。1日の始まりは朝7時。外国で医学を学んだソマリア

人医師たちとの会議から始まる。次に日課の回診をしながら、流暢なソマリア語で患者たちに声をかける。子どもたちが「おばあちゃん」と呼びながら集まってきた。「今でこそ元気ですが、この子たちは生後6か月の時に運び込まれ、新生児よりも体重が少ない深刻な栄養失調状態だったんですよ」とトネリー医師が教えてくれる。精力的な1日を終えるのは、時計が真夜中の12時を回ってから。民間の寄付者に感謝の手紙を書くのが最後の仕事だ。

7年ほど前、トネリー医師はボラマという村に住まいを構えた。突風にのって砂漠から砂塵が激しく吹き込み、車の数よりヤギやラクダのほうがずっと多い町だ。彼女の病院には約200人の入院患者のほか、外来患者も200人ほどいる。病棟8つの建設をUNHCRは支援してきた。町で唯一の二階建ての建物だけはまだ完成していない。

仕事に強い情熱を注ぐトネリー医師は、快適な暮らしを拒んできた。「私は結核患者たちを心から愛しているんです」「人生最後の日まで貧しくありたいですね」と言う。

彼女の生活は質素で、食事とも患者たちと同じもの（トウモロコシの粉や米、豆が中心で、肉は週に2回だけ）だ。耳の聞こえない子どもたちが手話のビデオを見られるように自宅にテレビを置いているが、自分がテレビを見ることはない。イラク戦争のことも、ソマリア人医師の話で初めて知った。

持っている服は地味な普段着2枚だけ。サンダルは患者からのプレゼントで、頭に巻いているスカーフも病院の職員からのプレゼントだ。貧しくあることは、患者との間の壁を取り払うために不可欠だと彼女は感じている。「私たちの社会で一般的な服や家具を揃えていたら、奉仕など絶対にできないでしょう」。

避けられぬ衝突

けれども、私たちが彼女に対して「自己犠牲」などという言葉を使っていると、トネリー医師は笑い出す。敬虔なローマカトリック教徒である彼女は言う。「私の人生に『犠牲』という言葉はありません。いろいろな意味で非常に厳しい人生であることは事実ですが、それは喜びの人生であり、幸せで満ちたりた名誉ある人生なのです」。

これは彼女が5歳の時から求めてきた人生でもある。「ごく幼い頃から、私は苦しみの中にある人々に仕えることに強く憧れ、それを強く願ってきました」。

アフリカで過ごしてきた長い年月で、彼女は「苦しみの中にある人々」に大勢出会ってきた。26歳のとき法学大学院を

UNHCR/E. PARSONS/DP/SOM. 2003



診療にあたるトネリー医師。

卒業すると、ケニア北東部でソマリア遊牧民の教育プログラムに参加。このとき初めて結核患者の苦しみを知った。1970年のことだ。肉体的な痛みだけでなく、その病いゆえに社会的に差別される心の痛みにも、彼女はショックを受けた。結核は、貧困、人口過密、栄養失調という環境のなかで猛威を振るうばかりだった。

そこで彼女は、法律の学位に加えて、熱帯医学、地域医療、結核防疫、ハンセン病について学び学位を取得した（ただし正式な内科医の資格はない）。

1970年代、新薬の登場によってそれまで普通1年から1年半かかっていた結核の治療期間が半年に短縮された。トネリー医師は、アフリカにおける結核の「短期」治療のパイオニアであり、その手法は世界保健機関（WHO）のモデルにも採用された。彼女の治療法が極めて有効（治癒率は96%という）な理由は、ほとんどが遊牧民であるソマリア人の患者たちに、完治するまで彼女の病院に入院することを強制しているからだ。外来患者の場合は、その行動が厳格に追跡される。

1986年以降、彼女はソマリアのみで暮らすようになった。最初は首都モガディシュで、飢えに苦しむ何千人もの住民に食糧を提供した。次に南部の町メルカで結核患者の治療にあたった。しかし何度も暴力を振るわれ、一度は誘拐までされたため、この町からは出ることにした。トネリー医師の仕事を引き継いだ女医は、1年後に殺されている。その後トネリー医師は、WHOから結核治療の継続を求められ、比較的平和なソマリア北部のソマリランドに移った。

最近では活動範囲を広げ、体力のなくなった結核患者を襲うHIV/エイズの治療・予防も行っている。また、耳が聞こえない子どもや障害児のために学校を設立し、自らの資金でドイツの慈善団体から年に2回外科医を派遣してもらっている。これによって白内障患者3700人が視力を取り戻した。女性性器切除（FGM）の問題にも情熱を注いでおり、ボラマに関しては実際に切除をほどこす人々を説得して、この文化的慣習をやめさせたうえ、廃止キャンペーンにも参加させていったという。

60歳になっても、トネリー医師は活動の手を緩める気配はない。もしソマリアを去らねばならなくなったとしたら、「別の場所で苦しんでいる人々を助けるでしょう」と彼女は静かに言う。「世界は苦しんでいる人であふれていますから」。

追悼

サドルディン・アガカーン

長い闘病生活を続けてきたサドルディン・アガカーン元国連難民高等弁務官が5月12日、米国ボストンで死去した。70歳だった。イラン出身の皇太子であった同氏は、イスラム教シーア派の一派であるイスマイル派1200万人の指導者カリム・アガカーン4世のおじにあたる。アガカーン氏は亡くなるまで、その人生の後半を人道活動に捧げた。1966年、国連難民高等弁務官に就任したときは史上最年少の33歳で、これに先立つ3年間も副高等弁務官を務めていた。12年間にわたる任期は最も混乱に満ちた時代のひとつだった。71年にはバングラデシュ危機で1000万人が故郷を追われ、72年にはブルンジから数十万人のフツ系の人々が流出。70年代半ばにはインドシナのボートピープルが発生した。

77年に退任した後も、国連を代表してアフガニスタンやイラクを含む世界各地で人道活動を続けた。数冊の著書があり、フランスのレジオン・ドヌール勲章や国連人権賞などを受賞するなど国際的に高く評価されていた。

UNHCR/J. LOWE



サドルディン・アガカーン(1974年)



アルバニア系のマケドニア難民がコソボに逃れてきた2001年春。一緒に活動したコソボ赤十字社のボランティアとともに。前列、右から4番目が筆者。

私とUNHCR

UNHCRアルメニア・エレバン事務所
保護官

白戸 純

スタッフプロフィール

Staff Profile

「私と難民との最初の出会い」はおそらく十代の始めに「亡命者」という言葉を目にした時だろう。スラブ文化に関心があり、チェコやポーランドの知識人やロシアの芸術家の、信条のために母国を離れざるを得なかった悲劇を読んだ。日本語で亡命者と呼ばれる人の多くが、1951年の「難民条約」に規定される難民であることを理解するのは、大学で国際法を選択してからのことだ。

大学3年のとき、交換留学プログラムでカナダのトロント大学に学んだ。移民の町として知られ、当時人口の50%以上が国外で生まれており、街中で英語は必ずしも通じない。時は1992年、トロントには天安門事件を機に出国した中国人と、動乱を逃れてきた旧ユーゴスラビア人があふれていた。同級生の多くも移民か二世でカナダに来たきっかけがハンガリー動乱からベトナム戦争までと、第2次大戦後の史上の主要事件で、改めて戦争・動乱と人の移動の関連性を認識した。滞在中、市の教育委員会の移民子弟担当部門でインターンをし、ネオナチの台頭、両親にセルビア系の同級生と遊ぶなどといわれて自殺未遂事件をおこしたク

ロアチア系の少年の例など、数々の移民・難民が直面する問題を間近で見た。

大学院在学中にJPO^注の試験に合格し、卒業後UNHCRからの辞令を待つ間、移住労働者を支援するNGO（非政府組織）で通訳をし、その活動を通じて日本の難民認定申請制度の改善に努める弁護士グループと知り合い、難民申請中のクルド系トルコ人たちとも会った。友人に「湾岸戦争で有名になったクルド人とお茶を飲みました。世の中なにかあるかわかりませんね」というふざけたメールを書いた数日後、外務省から、「UNHCRのトルコ事務所がクルド系難民の本国帰還を担当するJPOを探しているがやってみる気はないか」との連絡があった。トルコ

第6回

のイラク国境に近い小さな事務所から始め、現在までにUNHCRのルワンダ、コソボ、アンゴラ、アルメニアの事務所に勤務した。

コソボで忘れられないのは、アル

バニア人支配地区に墓参りにきたセルビア人たちだ。1999年の空爆後、国連統治が始まる過程で、セルビア系とロマ系の大半はアルバニア系住民によって家を追われ、セルビア系がまだ多数派の北部地方に避難した。彼らはアルバニア系の地区に護衛なしでは行けない。だから2000年11月の墓参の希望は厄介なものではあったが、UNHCRとしては、和解と帰還への第一歩と位置付けることもできた。セルビア人の代表と打ち合せたとおり、100人を輸送するために60人乗りのバスを2台用意し、平和維持軍の装甲車と待ち合わせ場所に行くと、優に200人以上のセルビア人がいた。事態を取捨しようとしていると、一人の痩せた老婆がすがりついてきた。「お願いだから連れて行って」と目に涙をためて叫ぶ。バスが2往復することで問題は解決された。墓地で件の老婆は10歳くらいの少年の肖像が彫られた墓の前に座り、お菓子を並べ、タバコを吸いながら亡き人に話しかけている。幼くしてなくした息子の墓だった。

墓石のほとんどはアルバニア系によって、引き倒されている。参加者のひとり

が「アルバニア系がどんなに非人情か良くわかるでしょう。セルビア系地区にあるアルバニア系の墓は手付かずなのに」と訴える。それはそうかもしれない。だが、われわれの仕事はどちらがよりひどいかを定めることではなく、これほどの憎悪に包まれた2民族が共存していくための橋渡しをすることなのだ。

UNHCRの仕事は葛藤も多い。国連安保理決議の決定を無視した武力介入が「人道的介入」の名のもとで行使された場合など、多数の（避）難民と破壊を生み出す事態を防ぐことができずに、後始末だけをしなくてはならない。無力さを感じる。2年ごとに任地を変え、新しい文化風習の土地で、新しい同僚、政府や諸機関の担当者と関係を築いていくのは決して簡単ではない。また、多くのポストは私個人の特性をどうしても必要としているわけでもない。正直なところ、日本人としてはまだ特殊なUNHCRでの経験や知識を使って、日本国内の、特に難民申請に関する問題に対処するほうが、有意義かもしれないとさえ思うこともある。ただ、私にはその準備はできていない。まだ現場で勉強することがあるのと、現場には離れたい魅力があるからだ。

現場の仕事は政治や戦乱に左右される一個人の悲しみの近くにある。手の届かない政治決定に翻弄される人たちの生の声を受け止める。彼らは家族にも話せない、親友にも頼めないようなことをUNHCRへの信頼からわれわれに話す。UNHCRは政策やハイレベルでの問題解決にも奔走するが、同時に難民一人ひとりの問題や悲しみとも向き合っている。そしてそれはハイレベルで解決できる問題と無関係ではない。この両極端な役割が私にとって、この仕事を魅力的にしている。

注：JPO（Junior Professional Officer）

各国政府が給与など費用を負担して、国連職員をめざす35歳以下の若者に国際機関での職務経験を提供するというもの。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施。

写真提供・筆者



UNHCRの職員と遊ぶマケドニア難民の子ども。



UNHCR/H. J. Davies

不測事態への対応を事前に計画し、 難民緊急事態への 準備態勢を強化する

コーディネーター
バーニー・ドイル

難民緊急事態においては、多くの場合、短期間のうちに大量の人口が国境を越えます。その一例が1994年にアフリカ中部で起きた危機で、80万人以上のルワンダ難民が2、3日のうちにザイール（現コンゴ民主共和国）東部に流入しました。1999年には、2、3週間で85万人がコンゴボから近隣諸国に流出するという事態も起こりました。この種の緊急事態では、難民が到着する地域に彼らを支援するためのインフラや資源がほとんど、あるいは全くありません。これは当然のことと言えるでしょう。もともと地元の住民が暮らすための備えしかない場所に、突然ひとつの町や都市に匹敵する数の人々が押し寄せてくるのですから。さらに注意すべき重要な点は、難民が（肉体的にも精神的にも）極度のストレスにさらされており、所持品は自分が持ち運べる最低限の食糧とわずかな身の回りのものだけであることです。つまり緊急事態のもとでは、難民をできるだけ早く援助する必要があります。また、緊急事態は大規模な難民を伴うことが多いため、援助も初期の段階からかなり大規模になります。

多くの地域で起こりうる 難民危機

最近の歴史を振り返っても、世界の大部分は大規模な緊急事態と無縁ではありません。ここ20年程度だけでも、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、中東で大規模な難民危機が発生しました。しかし、常に各地で完璧な緊急事態の体勢をとっておくことはとても難しいばかりでなく、巨額の費用がかかります。このための代替方法としてUNHCRでは、世界各地で不測事態に備え、対応計画を作成し

ておくことを業務の一環としています。これは、難民緊急事態に繋がりそうな潜在的な問題をいくつか特定し（これを「シナリオ」という）、それが実際に起きたときに適用できる計画を策定する特別な作業です。UNHCRはこのようなシナリオの作成とそれに伴う対応策を、緊急事態対応に関わる政府省庁やNGO（非政府組織）、赤十字、他の国連機関など、全てのパートナーと進めるようにしています。

危機に備えた事前準備の 必要性

近く緊急事態が起きるかもしれないという早期警戒の兆候が現れると、UNHCRは対応レベルを引き上げます。そうすると緊急事態が実際に起きる前に、職員や緊急援助物資を関連地域に送ることもあり、この事前の動きが人命を救うことになるのです。資源を事前に配備するかどうかの決断は、非常に難しく複雑なものです。まだ実際、起こっていない危機のために資源を使うという決断は、^{かけ}賭に似ているかもしれません。しかし対応が遅れば、人命損失の危険は非常に高くなります。ですから、たとえ想定された危機が全く起こらなくとも、テントや給水設備、食糧、医薬品といった物資を事前に配備しておくことが必要なのです。

不測事態対応計画の立案支援

パプアニューギニアでの研修

UNHCRのeセンターはUNHCR東京事務所
に事務局を置き、アジア太平洋地域を対象
に活動しています。eセンターは、難民緊急
事態への対応が必要な地域で各種機関の能
力向上を目指しています。このためeセンタ
ーでは、不測事態対応計画をどのように立案
し、必要に迫られた際にはどのように実行
するかの訓練も実施しています。最近では
6月10～13日、パプアニューギニアで行
いました。この訓練は、大量の難民が流入
した場合に備えて様々な緊急事態を想定し、
実際このような事態に遭遇した時うまく対
応できる態勢を整えたいとの同国当局の意
向によるものです。参加者は中央・地方
政府の職員、国際機関、NGO、教会
の代表など計29人、開催地であるパプ
アニューギニア北岸の町マダンで、難
民流入のシナリオを検討し、各ケース
ごとに取りうる対策を練りました。

太平洋に位置する国には珍しく、パ
プアニューギニアには陸の国境があり、
かつ長い海岸線も有しています。これ
らは緊急事態を想定するうえで重要な
要素で、様々なシナリオが検討されま

した。

他にもパプアニューギニアは、1951年
「難民条約」に調印するとともに、庇護希
望者や難民の問題に対応する法的かつ実務
的な枠組みを整備するなど、近年、難民が
到着した際の対応を改善すべく措置をとっ
ています。現在では新たな難民法の草案が
進んでおり、今年中の施行に期待が高まっ
ています。2003年2月に首都ポートモレス
ビーでUNHCRの事務所が再開されたこと
も大きな動きです。こうしたプロセスを通
じて、パプアニューギニアでの難民救済に
向けて準備は一段と整えられつつありま
す。



eセンターがサポートした不測事態対応計画立案の
ワークショップ（パプアニューギニア）

認定NPO法人に なりました!

2003年7月1日以降、皆さまからのご寄附は、
税務上の特例措置として寄附金控除などの対象と
なります。

日本国連HCR協会

代表理事 赤野間征盛

UNHCRの日本委員会として成立した当協会は、国連の難民支援における日本の役割の中で、民間を志向する広報と募金活動を進めていくことが期待されています。その折から、懸案の“認定NPO法人”の資格を得られたことは、関係者一同にとって大きな喜びです。これを機に、ご支援くださる皆さまと力を合わせ、新たな貢献の方法を探っていきたいと考えております。ご協力の程を切にお願い申し上げます。

税金の優遇措置に関する概要は 次の通りです。

今年7月1日以降に当協会が発行する領収証は、税務申告の際、寄附金控除を受ける証明書となります。なお、証明書の発行は当協会にご寄附された年額について一回のみとなっております。

個人の場合 領収証は他の控除の資料と一緒に翌年2~3月の確定申告時に提出し、すでに納めた税金の還付を受けるか、追加して払う税金が軽減されるかのどちらかになります。

法人の場合 決算の時期は各社各様ですから、寄附をされる時に、その都度証明書となる領収証を発行します。これは、決算時に一般寄附枠とは別に取れる同額の枠で損金処理が出来るものです。この枠の条件は経理のご担当者をご存知とおもわれますので、ご確認ください。

この制度で特徴的なのは相続の場合です。遺産分割の協議期間である10か月の間に、当協会に寄附をされた場合、ご寄附額が原則として課税対象から除外されます。

詳細は、当協会までお尋ねいただくか、最寄の税務署
(国税庁：www.taxanser.nta.go.jp)へお問い合わせください。
また、当協会のホームページもご参照ください(www.japanforunhcr.org)。

スポーツ界の チャリティーイベント

●ゴルフ

「ダイヤモンドカップトーナメント2003」が5月29日~6月1日に開催され、その収益金から総額10,452,150円のご寄附をいただきました。7月22日、丸の内三菱クラブにて、大会名誉会長の植原稔氏(三菱商事株式会社取締役会長)より、UNHCR東京事務所、浅羽副代表に目録が手渡されました。

●テニス

9月23日の「テニスの日」前夜祭として、9月22日午後7~9時、「難民支援チャリティーパーティ」が、東京全日空ホテル「ギャラクシーの間」にて開催されます。参加費は6000円。その一部がUNHCRに寄附される予定です。どなたでも参加できますので、(社)日本プロテニス協会(Tel 03-3464-6621)までお問い合わせください。



左から
東條三菱金曜会事務局長、植原大会名誉会長、
浅羽UNHCR東京事務所副代表、
赤野間HCR協会代表理事

2003年第2回 UNHCR国会議員連盟総会 ルベルス難民高等弁務官も出席

去る6月18日、今年2回目となるUNHCR議員連盟総会が、逢沢一郎議連事務局長を議長に、来日中であったルベルス難民高等弁務官の出席のもと、衆議院第1議員会館で開催された。

まず、森山眞弓法務大臣（議連副会長）が開会の挨拶で、総会に先立って、難民高等弁務官と会見し、日本の難民法改正について互いに概ね理解を得られたと報告された。次に、難民高等弁務官が、初めて議員連盟総会に出席できたことへの感謝の意を表した後、次のように述べた。「米国議会が日本のUNHCR議員連盟を模して、同じく議員連盟を発足するに至ったことは実に喜ばしい」。また、難民法の改定案について、「国会で通過することを期待したい」と語った。

さらに、日本政府への公式訪問と、UNHCRが主催する、アフリカの難民問題に関する国際シンポジウムへの出席については、「アフリカの難民問題に取り組むには人道支援だけでは不十分である。難民受け入れ国の開発計画において、難民を国家の重荷としてでなく、人的資源として取り込んでいく必要がある。そのためには、難民受け入れ国と支援国間で

負担を分担していこうという連帯感が肝要である。日本のアフリカ支援策は、まさにその方向に沿っていると言えよう」。昨年1年間、難民だけで180万人が帰還したアフガニスタンについて、本年も帰還が進むとし、故郷に戻った難民の、地元への再定住を速やかに達成するためには、これからも国際社会からの資金的・人道的支援の継続が不可欠であると強調した。

また、出席した議員から、国内での庇護問題、人道支援の限界などについて意見を求められると、「日本の難民法の改正によって、難民や難民申請者の地位の向上が図られることは喜ばしい。日本では、一部で難民と犯罪の増加とを結び付けて考える傾向があると聞いたが、ハイテクや娯楽産業に外国人労働者を多く受け入れている事実を考えれば、日本も歴史的には大陸から多くの人々を受け入れていた事実

中にも日本の国益に貢献できる人々がいる。今後の少子化社会に備え、一定数の難民を受け入れることは、日本の活性化にもつながる。日本は、核を保有する軍事大国のような必要はなく、人道国家として平和に貢献する道を進み続けてほしい。しかし、人道援助活動だけでは、世界の紛争解決は不可能なので、政治的対話、平和維持活動に、さらなる力点を置くことが必要だろう」。

また、今回の総会には聖心女子大学の難民教育基金支援グループの学生たちが、オブザーバーとして出席した。



左より、逢沢一郎議連事務局長、ルベルス難民高等弁務官、森山眞弓議連副会長。

「世界難民の日」を記念して 写真展、開催される

2000年末の国連総会の決議によって、もともと「アフリカ難民の日」であった6月20日が「世界難民の日」になって以来、毎年この日の前後には、世界各地で難民のこの日を記念する様々なイベントが行われている。

日本でも、UNHCRと協力関係にあるNGO（非政府組織）の協議会であるPARinAC Japan Forumが、NPO団体のPeaceTuneと協力して、6月21日（土）、22日（日）の2日間、「難民の

ためのチャリティ・アートフェスティバル — through Refugee Eyes」を開催した。会場は、神奈川県横浜市の中心地区にある「赤レンガ倉庫1号館」で、多数の一般市民が訪れ、難民自身が撮った写真の展示会や難民支援のNGOのブース、コンサート、映画祭などのイベントを見て回った。

また、UNHCRは昨年引き続き、東京・渋谷区のUNギャラリー（UNハウス内）で6月19日から1か月間、「世界難民の日」展を開催した。今年のテーマは“アフリカの難民”と“難民の青少年”。東京事務所の箱崎律香広報官が、4月にエチオピア、ケニア、ソマリアを訪れ撮影したスーダン難民、ソマリア難民・帰還民をはじめ、写真家・今岡昌子氏より提供された、エリトリアの人々の写真を展示。長引く紛争のために難民生活を余儀なくされる人々の姿が浮き彫りにされた。ま

た、UNHCRの協力NGOの活動紹介やビデオ「未来と向き合って」を通してアフリカ難民の青少年からのメッセージなども紹介した。

ルード・ルベルス難民高等弁務官は今回のメッセージの中で、次のように述べている。「何百万もの難民の青少年らは、戦争や迫害・亡命などによって、未来を脅かされている。本来、人生で最も成長期にあたる有望で多感な時期を奪われてしまうからだ。もし、こうした難民の状況に何ら政治的解決の見通しがなく、何年も長引いたとしたら、若い世代全体の膨大な可能性が、忘れ去られた難民キャンプの中で失われていく。これほどの悲劇はないだろう。（略）

私は多くの難民キャンプを訪れたが、粗末な教室で勉強する若い人々の強烈な熱意にいつも心打たれてきた。勉強することが難民キャンプから抜け出す唯一の方法だからである。彼らは未来の希望をあきらめていない。私たちも、この希望を彼らに与えないわけにはいかない。彼らの未来は、私たちの未来でもあるからだ」。



「世界難民の日」展を見学する高校生。

イラクの国連現地本部に対する爆弾テロ 犠牲者の死を悼む

8月19日、イラクの首都バグダッドの国連現地本部で起きた爆弾テロは、犠牲者24人、負傷者100人以上という大惨事になった(2003年9月5日現在)。負傷者の中には、現在も集中治療を受けている者もある。この本部事務所では、国連職員約300人が仕事をしており、NGOの職員やマスコミ関係者も多く出入りしていた。

犠牲者の一人となったセルジオ・ピエラデメロ国連事務総長特別代表(55歳)は長年、外交官、そしてベテラン国連職員として活躍してきた。1969年、UNHCRで国連職員としてのキャリアを開始し、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アジア各地で勤務。96年には難民高等弁務官補に任命された。その後、UNHCRを離れ国連事務総長の代理として、紛争後のカンボジア、ルワンダ、コソボ、東ティモールなど多くの地域で功績を残している。その



故ピエラデメロ国連事務総長
特別代表
©UN/DPI

間、98年から2000年12月まで国連事務次長・緊急援助調整官も兼務。そして昨年9月に国連人権高等弁務官に就任。今年5月にアナン事務総長からイラク担当の事務総長特別代表に任命され、人権高等弁務官を兼務しながらバグダッドに赴任していた。

コフィー・アナン事務総長は、「私たちの多くは、2003年8月19日を、国連にとって最悪の日として記憶することでしょう。かけがえのない同僚たちを失ったのです。彼らはまさに、イラク国民が自ら選んだ指導者の下で、そ

の主権と独立を完全に回復するための援助を任務として、イラクに赴任しました。なぜこのような同僚たちが殺されねばならなかったのでしょうか。(略)

任務に命を捧げた同僚たちに、どうすれば感謝できるでしょうか。それは日々、彼らの遺志を継ぎ、未完の仕事をやり返げるといふ誓いを新たにすること以外にありません。イラクの人々にとってよりよい将来を築き上げるため、私たちは引き続きできる限りの援助を行っていくつもりです。

ルベルス難民高等弁務官は「この悲劇的な損失に衝撃を受けている。同時に、国連が援助しようとしているイラクの人々に向けられた攻撃であると、怒りも感じている。この無意味な攻撃は、長年苦しんできたイラク人を援助するという国連の人的努力を後退させるものである」と述べた。

ルベルス難民高等弁務官は「この悲劇的な損失に衝撃を受けている。同時に、国連が援助しようとしているイラクの人々に向けられた攻撃であると、怒りも感じている。この無意味な攻撃は、長年苦しんできたイラク人を援助するという国連の人的努力を後退させるものである」と述べた。

忘れないでください、アフリカの難民を。



ソマリアに戻った子どもたち
UNHCR/R.Hakozaki

**「私たちは、国際社会の関心が
すぐにアフリカから離れてしまうことを
痛いほど感じています。」**

(カマル・モジャーシ難民高等弁務官補)

アフリカでは紛争などのため、多くの人々が難民や国内避難民となっています。UNHCRはシエラレオネ、リベリア、アンゴラ、スーダン、エリトリア、ブルンジ、ルワンダ、コンゴなど、アフリカ各国で450万人以上の援助活動にあたっています。難民キャンプでの診療所や学校の建設、飲料水の供給、帰還事業のために、皆さまの温かいご支援をお願いします。

**UNHCRへのご寄附は
日本国連HCR協会へお願いします。**

郵便振替口座: **00140-6-569575**

加入者名: **HCR協会**

(通信欄に「アフリカ支援」とご記入ください。)



認定NPO法人

日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>

(皆さまのご寄附は寄附金控除の対象になります。)